

伊総第 508 号
平成 26 年 8 月 20 日

伊賀市議会議長 田山 宏弥 様

伊賀市長 岡 本 栄

採択請願の事後の状況、対応等について（報告）

地方自治法第 125 条及び伊賀市議会基本条例第 10 条の 3 の規定により請求があったみだしのことについて、下記のとおり報告します。

記

1 請願第 12 号 伊賀市残土条例制定を求めることについて

【処理の経過及び結果】

残土条例の制定については、三重県にも同様の請願が提出され、現在、継続審議となっており、今年度中に調査を行い、本市との連携を密にして対応していくことの確認が取れています。

請願採択を受けての市の対応としては、残土処分に関係した行為の規制について、特定部署で完結するものではなく、宅地造成等規制法や砂防法、森林法、農地法や廃棄物処理法、土壌汚染対策法等の個別法で対応していることから、横断的に検証を行う必要があると考えます。また、地権者や適正な残土処分を行っている事業者に対して重い負担とならないよう、どのようにすればよいのかを他市事例も参考に、あらゆる角度から研究していきたいと考えます。そのためには庁内関係部署や関係機関を含めた検討会議を立ち上げ、課題を整理しながら、考えられる問題点を協議していきます。

なお、三重県には市長会を通じ、広域的な取り組みも視野に入れ、残土規制に関する検討会議の設置についての要望書を提出しています。

2 請願第 16 号 伊賀鉄道（伊賀線）に新駅設置を求めることについて

【処理の経過及び結果】

請願が採決されたことを受け、地方鉄道における新駅の設置に関する最近の事例を調査し、取り組みの経緯、内容等について視察を行いました。

また、伊賀鉄道伊賀線において第 2 種鉄道事業者として列車を運行している伊賀鉄道(株)及び第 3 種鉄道事業者として施設等を保有している近畿日本鉄道(株)に対して、採決さ

れた請願について、内容の説明を行いました。

今後、市として新駅設置に関する課題や問題点を把握するため、基礎調査の実施を検討しています。